

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 北陸財務局長

【提出日】 2024年11月19日

【会社名】 北日本紡績株式会社

【英訳名】 KITANIHON SPINNING CO.,LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役 粕谷 俊昭

【本店の所在の場所】 石川県白山市福留町201番地 1

【電話番号】 076-277-7530(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 篠原 顕二郎

【最寄りの連絡場所】 石川県白山市福留町201番地 1

【電話番号】 076-277-7530(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 篠原 顕二郎

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び
新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 (株式)
その他の者に対する割当 200,000,000円
(第4回新株予約権)
その他の者に対する割当 38,500,000円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払
い込むべき金額の合計額を合算した金額 3,038,500,000円
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び
当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約
権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資され
る財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2024年11月19日(火)開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
3. 「発行数」は、失権株式が生じた場合には、減少いたします。

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	4,000,000株	200,000,000	100,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	4,000,000株	200,000,000	100,000,000

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は100,000,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
50	25	100株	2024年12月20日 ～2025年1月15日		2025年1月15日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価額は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに「総数引受契約」を締結し払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
4. 払込期日までに割当予定先との間で「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われなないこととなります。
5. 有利発行であることから2024年12月19日(木)開催予定の臨時株主総会での特別決議による承認を条件としております。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
北日本紡績株式会社 総務部総務課	石川県白山市福留町201番地 1

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北國銀行 本店営業部	石川県金沢市広岡 2 丁目12番 6 号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	500,000個(新株予約権 1 個につき目的となる株数は100株)
発行価額の総額	38,500,000円
発行価額	新株予約権 1 個につき77円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり0.77円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	2024年12月20日(金) ~ 2025年 1 月15日(水)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	北日本紡績株式会社 総務部総務課 石川県白山市福留町201番地 1
払込期日	2025年 1 月15日(水)
割当日	2025年 1 月16日(木)
払込取扱場所	株式会社北國銀行 本店営業部

(注) 1. 2024年11月19日(火)開催の取締役会決議によります。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに「総数引受契約」を締結し払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

3. 払込期日までに割当予定先との間で「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行われな
いこととなります。

4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によるものといたします。

5. 本新株予約権の目的となる株式の振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

6. 有利発行であることから2024年12月19日(木)開催予定の臨時株主総会での特別決議による承認を条件として
おります。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>第4回新株予約権の目的である株式の総数は50,000,000株(第4回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)」において「割当株式数」という。)は100株)とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、第4回新株予約権のうち、当該時点で行使されていない第4回新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率 その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 第4回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額各第4回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。 2. 第4回新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付(当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)」において「行使価額」という。)は、60円とする。 3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。 4. 行使価額の調整(1)当社は、第4回新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、本「3 新規発行新株予約権証券(第4回新株予約権証券)」において「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行普通株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付行株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 当社普通株式を新たに交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

	<p>取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本号乃至の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号乃至の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに第4回新株予約権を行使した第4回新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。</p> $\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{期間内に交付された株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{交付行株式数}}$ <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。 0.01円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行き行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに第4回新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,038,500,000円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2025年1月16日から2028年1月15日までとする。但し、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求受付場所 北日本紡績株式会社 総務部 石川県白山市福留町201番地1</p> <p>2. 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社北國銀行 本店営業部</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部を行使することができる。但し、本新株予約権の1個未満の行使はできない。なお、本新株予約権の行使によって当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなる場合は、本新株予約権を行使することはできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、第4回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)の2週間以上前に第4回新株予約権者に通知する事により、第4回新株予約権1個当たり払込金額と同額(対象となる第4回新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する第4回新株予約権の全部又は一部を取得する事ができる。第4回新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「組織再編成行為」という。)をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社(以下、総称して「再編成対象会社」という。)の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に定める行使価額を基準に組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。</p>

	<p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件別記「新株予約権の行使の条件」及び別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限新株予約権の譲渡による取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	--

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、上記表中「新株予約権の行使期間」欄に定める行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に記載の新株予約権の行使請求受付場所に提出しなければならないものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
2. 本新株予約権の行使の効力発生時期
- 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類が全部上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項に定める新株予約権の行使請求受付場所に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が同欄第3項に定める新株予約権の行使請求の払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。
3. 本新株予約権証券の発行当社は、本新株予約権に関する新株予約権証券を発行しないものとする。
 4. 株券の不発行当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しないものとする。
 5. 株式の交付方法当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の記録を行うことにより株式を交付する。
 6. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく本有価証券届出書の届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権の発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,238,500,000	18,059,167	3,220,440,833

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額200,000,000円に、本新株予約権の発行価額及び本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額3,038,500,000円を合算した金額であります。なお、新株予約権が行使されない場合又は本新株予約権を消却した場合には、調達金額が減少する可能性があります。その場合には、下記「(2) 手取金の使途」欄の各資金使途に係る支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれております。

3. 発行諸費用の概算額の内訳は、割当予定先調査費用(759千円)、新株予約権価格算定費用(1,100千円)、登録免許税及び司法書士報酬等(12,012千円)、株式発行手数料(220千円)、臨時株主総会招集通知作成費用(863千円)有価証券届出書作成に関する費用(弁護士報酬2,200千円)、(XBRL化費用等904千円)、の合計額です。なお、発行諸費用については概算額であり、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

1. 募集の目的及び理由

当社は、2024年6月18日に発表した中期経営計画において既存事業の強化に加え更なる新規事業の実現が今後の継続的な成長には必要不可欠と掲げております。

先ず紡績事業におきましては、設備の老朽化更新の時期にきております。特にアラミド繊維の中でも高付加価値分野である官需要(防護服等)の安定生産をするためには設備投資が必須と考えております。

次にテキスタイル事業におきましては、コロナ鎮静後、需要は確実に伸びてきており、増産・増販の為の資金需要が発生してきており、それに対応できる資金確保が必要となってきました。

新規事業の一環として、2023年8月28日にM&A事業に取り組んでいく開示を行い、その後どのような形態で当該事業を推進していくか検討して参りました。その結果として2024年7月24日「KITABO M&A Consultant 部門本格的な事業開始のお知らせ」に開示したとおり、当社は自社投資型M&Aを目指しており、M&A及び資本業務提携の相手先企業は現金を対価とする手法を希望するケースがほとんどであり、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが迅速に案件をクローズできるか否か、相手先企業との交渉力やM&Aを目的論競合他社との競争に影響することがあると考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本業務提携の機会を逸さないためにも、あらかじめ当該資金を確保しておくことが重要と考えております。現時点において、具体的に決定しているM&A及び資本業務提携はございませんが、数社と交渉は開始しております。

また、2024年9月30日時点における当社の自己資本比率は50.8%、有利子負債比率は55.5%と一般的な安全性の基準内に収まっているものの、当社の純資産の内容が約半分は評価差額から構成され、利益剰余金も長年マイナスの状態が継続し不安定なことを踏まえると、一部借入金返済を行い、有利子負債の削減と自己資本の充当を進める事で、負債と資本のバランスを安定的に維持することで、さらなる財務体質の健全化を進めてまいります。

2023年2月に行った調達資金は、テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用、リサイクル事業の製造設備の修繕及び増設並びに事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費、運転資金、再生可能エネルギー設備導入費用に充当する資金使途としておりました。この内、テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用、リサイクル事業の製造設備の修繕及び増設並びに事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費は予定通り支出しております。運転資金は、コロナ下での資金調達であったため資金使途に書き入れましたが現時点においては未充当ですが、今後のもしもの経済情勢の急激な変化に対応するためにもこの資金は確保しておきたいと考えています。再生可能エネルギー設備導入費用に関しましては、事業としての継続は行ってはいますが、まだ投資には至っておらず引き続き検討は続ける予定です。前回資金調達してもなお新たな資金調達が必要と判断した理由といたしましては、上述したように主力事業である紡績事業及びテキスタイル事業の安定化に加えM&Aによる更なる新規事業の実現を目指すためになります。

当社の連結業績及び財政状態は、第101期(2024年3月期)は売上高1,307百万円、営業損失 61百万円、経常損失 42百万円、親会社株主に帰属する当期純損失 115百万円、総資産1,857百万円、負債958百万円、純資産899百万円、第102期(2025年3月期)中間連結会計期間は売上高768百万円、営業損失 35百万円、経常損失 38百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失 40百万円、総資産1,918百万円、負債943百万円、純資産975百万円となりました。紡績事業は前年同期と比較して生産数量は微減しているものの生産銘柄の入れ替え(官需要)により平均単価が上昇したことで、売上高は増加しております。テキスタイル事業は前連結会計年度から引き続き中東及び東アジア各マーケットにおけるコロナ禍からの回復が順調であり、受注状況は好調に推移した結果、大きく増収となりました。出荷状況につきましては、委託加工先のスペース及び人手不足との兼ね合いによる染色作業や梱包作業の遅れへの懸念があったものの、成約済み契約の消化に注力し、足元における出荷は順調に進んでおります。一方、為替相場が引き続き不安定であると予想されますので、現段階から生機や加工場の確保をして参ります。ヘルスケア事業は子会社である中部薬品工業の販売状況は順調に推移しており、特に「中薬たんきりのど飴」は新規にて大手ドラッグストアへ定番導入され売上を継続的に伸ばしております。また、新商品のウエハースサプリは、大手販売店薬剤売場での導入が進み、当初計画以上の売上を達成しております。一方、既存商品は大手ドラッグストアからの返品が発生しております。リサイクル事業は国内を中心にリサイクル市場の需要動向は回復傾向にあり、出荷数量は順調に推移しておりますが、一時的な機械トラブルによる生産数量の低下があり製造原価が悪化しております。上述したよう各事業の拡大及び黒字化を目指すものの現事業規模及び今後の厳しい経済状況を鑑みると現状のままでは株主の皆様のご期待に充分お応えすることが難しいと考えており、更なる成長のため、新たな事業を早期に具現化すること及び当社の財務状況を鑑みて新たに資金調達が必要であると判断しました。当社のM&Aを実施する基本方針としては、M&A先の十分な精査を行い、確実に収益が見込める会社しかM&Aはいたしません。救済型ではなく、後継者不足等で利益が見込める会社に絞っております。ゆえに、M&Aにより、まずは当社の赤字を解消し黒字化を目指します。会社の収益は株価に大きく寄与するものと考えており、黒字化により株価の上昇が期待できます。また、黒字化になれば、株主の皆様に対しての配当も検討してまいります。つきましては、既存事業の強化及び本格的に取組み始めたM&A戦略である本経営方針にご賛同いただける投資家様からの出資をいただき、事業を推進する投資を行うため、加えて、財務基盤の安定化を図るため、新規発行株式並びに新株予約権の発行による本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

2. 本新株予約権の発行に関するリスク情報について

本新株予約権の失権リスク

本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、当社の資金ニーズに沿った資金調達が困難になる可能性があります。その場合においては、資金使途に記載した通りの資金の投下ができず当社の事業推進に大きな影響を及ぼす可能性があります。そのため、本新株予約権が大幅に行使されず当社の事業推進に影響を及ぼすと判断した場合には、必要に応じて別途資金調達を検討いたします。なお、現時点においてその資金調達方法については未定です。

株式価値の希薄化リスク

本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は50,000,000株(議決権500,000個)となります。これは本日現在の発行済株式21,481,494株に対し232.76%に相当し、また、本新株式を発行した際の株式の増加数は4,000,000株(議決権40,000個)であり、その合算した数54,000,000株(議決権540,000個)は、本日現在の発行済株式21,481,494株の251.38%(議決権総数212,248個に対しては254.42%)となり、株主価値が希薄化することとなります。しかしながら、本第三者割当により調達した資金は、「調達資金の使途」に記載のとおり、企業価値向上のため、安定した収益を上げられる新規事業を模索していくことを予定しております。そのため、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えており、また換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保し事業を持続的に発展させることができないこととなり、恒常的に赤字の体質から脱却できず、結果的には株主利益の毀損へとつながるものと考えていることから、本第三者割当は既存株主の皆様利益に貢献するものと考えております。

株主構成の変動リスク

本新株予約権の権利行使に伴い株式が発行されることにより新たに大株主の異動が生じるとともに、大株主構成に変動が生じる可能性があります。今回の割当予定先は他の株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを割当予定先から口頭にて確認しております。

有利な発行価格及び行使価額にて新株予約権を発行するリスク

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社 Stewart McLaren(所在地：東京都港区東麻布一丁目15番6号)に依頼し、その評価である本新株予約権1個あたりの価格は77円となりました。また、本新株予約権の行使価額も本第三者割当の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(2024年11月18日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値である78円及び本第三者割当の発行価額及び権利行使価額については2025年3月期第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)における当社の1株あたり純資産(2024年9月末時点)である45.9円を考慮し、各割当予定先との協議のうえ、1株あたり60円といたしました。発行価額については、第三者機関の算定結果を下回ることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、また、行使価額についても当社株価を下回ることから、当社の今後の株価推移に影響を与える可能性があります。当社としては、上記「2.募集の目的及び理由(2)本第三者割当を選択した理由」のとおり、資金の調達方法について、間接金融も含めた他の手段を行うことも検討しましたが、現時点にて現在の資金ニーズを満たす規模の資金調達が必要であります。なお、本新株予約権の発行につきましても、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、2024年12月19日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

調達資金の使途

(本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	支出予定額(百万円)	支出(予定)時期
テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用等	120百万円	2025年1月～2026年12月
紡績事業の製造設備の修繕及び新設等	50百万円	2025年1月～2026年12月
財務基盤強化のための借入金返済資金	30百万円	2025年1月～2025年3月
合計	200百万円	

(本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途)

具体的な使途	支出予定額(百万円)	支出(予定)時期
事業の拡大を目的としたM&Aに伴う株式取得費用等	3,020百万円	2025年1月～2027年12月
合計	3,020百万円	

- (注1) 調達した資金につきましては、支出するまでの期間、銀行口座において安定的な資金管理をいたします。
- (注2) 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その状況に応じて、金額又は支出予定時期は変更する可能性があります。
- (注3) 本新株式と本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は、上記表に記載のとおり本新株式により調達した資金の使途と本新株予約権により調達した資金の使途は同様の使途を予定しております。
- (注4) 手取金の使途の優先順位は、上記を最優先、以下、の順にて充当する予定で、不足が生じた場合には別途対応検討いたします。
- (注5) 新株発行により調達する資金使途並びに新株予約権により調達する資金使途の具体的な内容は、それぞれ以下のとおりとなります。

テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用等

アフターコロナ以降、中東及び東南アジアの需要は順調に回復しております。一方、国内染色加工場は人手不足等もあり、既存の委託加工先は生産能力に限界がきており、新たな染色加工場と取引を開始しておりますが、取引条件が加工費の前金であるため当該事業の運転資金が増大する見込みであります。

現状は全ての需要に対応できておりませんが、新たな染色加工場での品質が確立できれば出荷量は倍増する見込であります。受注増に対応するため、原材料である生機の調達費用として40百万円及び加工場確保のための染色加工費の前金として80百万円を充当いたします。

紡績事業の製造設備の修繕及び新設等

1948年10月以降継続している当該事業において、これまで新規投資を行っていなかったことによる生産性の低下が見られております。今後の紡績事業の戦略は2024年6月18日に公表した中期経営計画で掲げた通り既存分野の安定生産はもとより成長分野であるアラミド繊維の高付加価値分野(防護服等)の取込強化のためには段階的な老朽化更新は必須となります。

したがって、紡績事業の製造設備の修繕費として13百万円及び新設に37百万円を充当いたします。

財務基盤強化のための借入金返済資金

2024年9月30日時点における有利子負債の総額は連結で541百万円であり、財務基盤強化のための借入金返済資金として本株式により調達した資金のうち、30百万円を借入金返済資金に充当する予定です。

2024年9月30日時点における当社の自己資本比率は50.8%、有利子負債比率は55.5%と一般的な安全性の基準内に収まっているものの、当社の純資産の内容が約半分は評価差額から構成され、利益剰余金も長年マイナスの状態が継続し不安定なことを踏まえると、有利子負債の削減と自己資本の充当を進めることで、負債と資本のバランスを安定的に維持することが、既存株主の皆様にとっても将来的にはメリットとなることと判断いたしました。また、現時点では金融機関から特に返済を求められてはませんが、有利子負債の圧縮及び自己資本比率を高め、将来における借入余力を確保する必要があることから、本株式による調達資金のうち30百万円を借入金の一部繰上返済に充当し負債と資本のバランスを保つことで、財務構造のさらなる健全化を進めてまいります。

事業の拡大を目的としたM&Aに伴う株式取得費用等

当社は、本新株予約権により調達する資金3,020百万円を主に当社が取り組んでいる事業とのM&Aや資本業務提携に係る費用に充当する予定です。新株予約権で3,020百万円の規模にしたのは、まだ正式には決まっておりませんが、現在交渉中の1,000百万円前後必要とされる案件があります。只、基本は半期毎に当社の規模からして500百万円で収まるようなM&A戦略をとる予定です。最優先で検討しているM&Aは1,000百万円規模であり、それ以降の半期毎の500百万はあくまで予算でありM&Aの投資金額は前後します。なお、M&A及び資本業務提携の相手先企業は現金を対価とする手法を希望するケースがほとんどであり、手元の資金の大小や機動的な資金調達ができるか否かが迅速に案件をクローズできるか否か、相手先企業やM&Aを目論む競合会社との競争や交渉力に影響することがあると考えております。そこで、潜在的なM&A及び資本業務提携の機会を逸しないためにも、あらかじめ当該資金を確保しておくことが重要と考えております。現時点において、具体的に決定しているM&A及び資本業務提携はございませんが、数社と交渉は開始しております。当社のM&A戦略は、長年行ってきた既存事業である紡績事業、テキスタイル事業及び4年程前から開始したヘルスケア事業、リサイクル事業の分野へ現在はターゲットを絞っております。既存事業は成熟産業ではありますが、業界の再編成の波はきており、M&Aにより規模を追求することにより、生き残りを目指しております。また、ヘルスケア事業におきましては高齢化社会に対応すべく社会貢献性も加味できる会社のM&Aを目指しております。最後にリサイクル事業におきましては、規模の追求と環境への貢献度の高い会社のM&Aを目指しております。また、上記支出予定期間中に上記金額分のM&A及び資本業務提携を実施しなかった場合、当該期間の経過後も引き続きM&A及び資本業務提携に関する費用に充当する予定です。

前回ファイナンスの調達及び充当実績

2023年1月17日に提出いたしました有価証券届出書の新株式及び第3回新株予約権の資金使途の充当実績は次のとおりです。第3回新株予約権は全額行使済で新株式及び第3回新株予約権の調達金額は総額323百万円になります。

(新株式)

具体的な使途	支出予定額 (百万円)	2024年10月末時点での 充当済み金額(百万円)	支出(予定)時期
テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用等	80百万円	80百万円	2023年2月～2025年3月
リサイクル事業の製造設備の修繕及び増設並びに事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費等	77百万円	77百万円	2023年2月～2025年3月
合計	157百万円	157百万円	

(新株予約権)

具体的な使途	支出予定額 (百万円)	2024年10月末時点での 充当済み金額(百万円)	支出(予定)時期
テキスタイル事業の原材料の調達及び加工費用等	30百万円	30百万円	2023年2月～2025年3月
リサイクル事業の製造設備の修繕及び増設並びに事業拡大のための新規人材の採用費及び人件費等	23百万円	23百万円	2023年2月～2025年3月
運転資金	79百万円	0百万円	2023年2月～2025年3月
再生可能エネルギー設備導入	30百万円	0百万円	2023年8月～2025年3月
合計	162百万円	53百万円	

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

PT ASIA PLASTIK VICTORI

(1) 割当予定先の概要

名称	PT ASIA PLASTIK VICTORI
本店の所在地	JL.HANG KESTURI KAV.A-39 & A-02,Desa/Kelurahan Kabil,Kec. Nongsa,Kota Batam,Provinsi Kepulauan Riau
代表者の役職及び氏名	CEO HENDRA
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
資本金	500,000,000 ルピア
事業の内容	プラスチック樹脂、プラスチック製品のリサイクル、製造及び輸入輸出業務、投資業務
主たる出資者及びその出資比率	HENDRA 60% NATALIA INDRIATI 40%

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	本割当予定先が保有している当社の株式の数:4,081,600株
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものではありません。

ミツワ樹脂工業株式会社

(1) 割当予定先の概要

名称	ミツワ樹脂工業株式会社
本店の所在地	埼玉県川口市本蓮1-23-3
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 平野 正浩
資本金	7,500万円
事業の内容	クリーニング用ハンガー製造 クリーニング用包材製造
主たる出資者及びその出資比率	Francis Capital Inc 100%

(2) 提出者と割当予定先との関係

出資関係	本割当予定先が保有している当社の株式の数:2,039,700株
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものではありません。

(3) 割当予定先の選定理由

割当予定先であるPT ASIA PLASTIK VICTORIは、現在、当社の株式19.2%を保有する筆頭株主であります。インドネシアを拠点にプラスチック樹脂とプラスチック製品のリサイクルに関連する販売及び輸入輸出業務、投資業務等の事業を手掛けており、東南アジアにおいてプラスチック製品の販売先、事業投資先等幅広いネットワークを有しております。2023年1月17日「第三者割当による新株式発行及び行使価額修正条項付新株予約権発行並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」において公表した開示資料に記載のとおり当社の代表取締役粕谷は、前職である化学メーカー及び化学系商社の在籍時の人脈を活かし第三者割当増資及び第三者割当新株予約権の引受をしていただきPT ASIA PLASTIK VICTORIは当社の大株主になっております。

当社の新中計を達成するためには全事業の黒字化定着に重点をおくことに加え、資本政策を更に推し進め成長市場に向かってコアとなる更なる新規事業(M&Aによる事業拡大)が必須であります。資金調達の検討にあたり、ファンド等投資を検討したいという投資家もございましたが、条件的に大差がなかったため、2024年8月上旬にまずは筆頭株主であるPT ASIA PLASTIK VICTORIに正式に打診したところ新株式は50円で1億円、新株予約権は60円で25万個まで引き受けても良いという返事をいただき合意にいたりました。ただし、同じ条件で引き受けてくれる他の株主も見つけて欲しいと言う要望がありましたので、第二位の株主であるミツワ樹脂工業株式会社へ打診いたしました。この一年程前回の増資が終了してから、ファンド等投資家から増資を引き受けたいという要望がありましたが、要望のあった投資家は完全な純投資であるため第一位と第二位の株主に増資の引き受けをお願いすることにいたしました。第一位と第二位の株主は、新株予約権の行使の資金確保のための一部株式の売却はやむを得ませんが、基本安定株主としての地位は保ちたいという確約はいただいております。第二位の株主であるミツワ樹脂工業株式会社は2023年7月13日に当社の大株主としての届出がされたので、当社はミツワ樹脂工業株式会社へ当社の大株主になった理由を知るためにご挨拶に参りました。

その際のミツワ樹脂工業株式会社の説明は下記の二点ありました。

事業内容はハンガー製造でハンガー製品のリサイクル事業を当社と一緒にできないかという点。

本業の事業だけじゃ先行きに不安があるので投資事業のりだしているという点。

それ以降、ミツワ樹脂工業株式会社とは安定大株主としてお付き合いをさせていただいており、今回の増資引き受けの話を提案いたしました。当社はまだ先方の期待に応えるような業績をあげてはおりませんが、快く当社の提案を受け入れていただきました。

また、投資事業としても先方は当社に期待しているので、事業が順調に進み株価上昇の際は基本安定大株主としての地位は保ちつつ、一部株式売却の可能性はあり得ることは先方より伝えられております。

(4) 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数
PT ASIA PLASTIK VICTORI	新株式 2,000,000株 新株予約権 250,000個 (その目的となる株式) 25,000,000株
ミツワ樹脂工業株式会社	新株式 2,000,000株 新株予約権 250,000個 (その目的となる株式) 25,000,000株

(5) 株券等の保有方針

本新株式及び本新株予約権について、当社とPT ASIA PLASTIK VICTORI及びミツワ樹脂工業株式会社との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。また、本割当予定先は、当社に対して、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、原則として当社株式を長期間保有する意思がないこと、当社の経営に介入する意思や親会社となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式を売却していくことを口頭にて表明しております。なお、当社はPT ASIA PLASTIK VICTORI及びミツワ樹脂工業株式会社から、本新株式の払込期日から2年以内に本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

(6) 払込に要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、次のとおり割当予定先から資料提出を受け確認しております。

PT ASIA PLASTIK VICTORIについては、2024年9月末日時点のネットバンキングの残高の提出を受け、本新株式の発行価額の払込みに足る預金を保有していることを確認し、払込資金の原資について自己資金である旨を口頭にて確認いたしました。また、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。なお、株価が行使価額を下回っている場合は行使されない可能性があり、権利行使期間内に行使がされなかった場合は失権するリスクがございます。

ミツワ樹脂工業株式会社については、2024年10月末日時点のネットバンキングの残高の提出を受け、本新株式の発行価額の払込みに足る預金を保有していることを確認し、払込資金の原資について自己資金である旨を口頭にて確認いたしました。また、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあたって十分な資金を有していると判断しております。なお、株価が行使価額を下回っている場合は行使されない可能性があり、権利行使期間内に行使がされなかった場合は失権するリスクがございます。

上記のとおり、各割当予定先から提出された資料により、本第三者割当増資の払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

以上から、各割当予定先の払込みに要する資金については、資金調達は高い可能性で実行可能であり、本第三者割当増資の払込みについては問題ないと判断いたしました。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるPT ASIA PLASTIK VICTORI及びミツワ樹脂工業株式会社より、反社会的勢力ではない旨を確認するため、割当予定先へヒヤリング並びに「反社会的勢力排除に関する誓約書」の提出を要請し、これを受領しております。また、独自に専門の第三者調査機関である株式会社TMR（住所：東京都千代田区神田錦町1-19-1 代表取締役：高橋新治）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。上記のとおり割当予定先、割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が暴力団等とは一切関係がないことを確認しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株式について該当事項はありませんが、本新株予約権の譲渡につきましては譲渡制限が付されており、本買取契約において、いずれの本新株予約権についても、その譲渡の際には、当社取締役会の承認を要するものとされております。なお、割当予定先が、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関りがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本買取契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価額の算定根拠

本新株式

当社は、本株式の割当予定先との間で、本第三者割当により発行する本株式の払込金額について協議を重ねた結果、本株式の発行価額は、本第三者割当に係る取締役会決議の前取引日(2024年11月18日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の35.90%に相当する金額である50円といたしました。本株式の発行価額は、当該前取引日までの直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である80円(小数第1位四捨五入。以下、終値単純平均値について同様に計算しております。)に対して37.50%(小数第3位四捨五入。以下、ディスカウント率について同様に計算しております。)のディスカウント、同直前3か月間の終値単純平均値である83円に対して39.76%のディスカウント、同直前6か月間の終値単純平均値である89円に対して43.82%のディスカウントとなっております。

本株式の発行価額については、現在の当社大株主であり本株式の割当予定先であるPT ASIA PLASTIK VICTORIとミツワ樹脂工業株式会社との間で協議を行い、割当予定先としては、当社がこの直近3期である2022年3月期から2024年3月期まで連続して営業損失、経常損失を計上していることとなっており、現状の当社の財務状況や本第三者割当による希薄化の影響等を考慮すると割当予定先のリスク判断としては少なくとも株価の下落の可能性を想定していること、そして本株式の引受の検討にあたっては当社の財務状況等に基づき割当予定先としては当社の純資産は引受け交渉開始時点で約9億円(一株あたりの純資産の株価は約45円)であり、先方からは45円の株価を希望されましたが、それではディスカウント率が50%近くなるため、複数回にわたり協議を重ねた結果、年初来安値の65円と一株あたりの純資産の株価は約45円のほぼ中間値である50円で新株式は引受けてもらうこととなりました。当社取締役会としても、現在の当社の状況を考慮すると、本資金調達と同等以上のスピード感を持って本資金調達と同等以上の金額を他の方法により調達することは事実上困難であり、現時点において当該条件にて速やかに本資金調達を実行することは必要かつ適切であると判断いたしました。

かかる本株式の発行価額は、会社法第199条第3項に規定される割当予定先にとって特に有利な金額に該当すると考えられることから、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本株式の発行の条件としております。

さらに、当社監査等委員3名全員(うち会社法上の社外取締役2名)からも、発行価額が割当予定先に有利であることに関し、上記算定根拠に照らして検討した結果、有利発行として、本臨時株主総会における特別決議にて株主の皆様の承認を得ることを本株式の発行の条件である旨の見解を得ております。

本新株予約権

本新株予約権の行使価額60円は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2024年11月18日)における当社普通株式の終値78円に対して、23.08%のディスカウントとなります。なお、当該行使価額60円につきましては、本新株予約権の発行に係る取締役会決議の直前取引日(2024年11月18日)までの直近1ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値80円(小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。)に対し25.00%のディスカウント(小数第三位を四捨五入。以下、株価に対するディスカウント率について同様に計算しております。)、同直近3ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値83円に対し27.71%のディスカウント、同直近6ヶ月間の当社普通株式の終値単純平均値89円に対し32.58%のディスカウントとなります。当社は、第4回新株予約権の発行価額を1個当たり77円として発行いたしますが、上記のとおり行使価額が当社の株価水準から大幅にディスカウントされていることから、かかる発行価額にて本新株予約権を発行することは、割当予定先に特に有利な金額で発行するものに該当する可能性が高いものと判断し、本株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認(特別決議)を得ることといたしました。これは2024年9月末の1株当たり純資産約45円より約15円高い価格となります。かかる1株当たりの払込金額は現在の当社株価と比較して約23.08%近いディスカウントとなるものの、現在の当社の状況を考慮すると、かかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受けました。従って、本スキームが現在の当社にとって最善の手段であると考えているため、合理性があるものと判断し、既存株主の皆様へお諮りすることといたしました。

また、第三者評価機関からの評価書の有無に関わらず、本株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認を得ることから本新株予約権の評価書は取得しておりません。過去、複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他にこの条件では見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって調達した資金を上記「3. 調達資金の額、使途及び支出(予定)時期」に記載のとおりに充当することで、株主の皆様のご理解が得られるものと判断いたしました。

また、発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠といたしまして、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は、最大で50,000,000株であり、本新株予約権の目的となる最大の株式数は固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動は原則としてありません。なお、この最大の株式数(50,000,000株(議決権ベースで500,000個))は、2024年9月30日現在の当社発行済株式総数21,481,494株(議決権数212,248個)に対して232.76%(議決権ベースで235.57%)にあたります。したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、本株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。本資金調達は、大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様に不利益を与えることとなりますが、当社は、当面の必要資金を確保した上で十分な資金をもってKITABO M&A Consultant部門で本格的事業を進めるためと判断しております。

なお、上述で第4回新株予約権の発行価額を1個当たり77円として発行いたしますが、この算定は当社は、第三者算定機関である株式会社Stewart McLaren(所在地：東京都港区東麻布一丁目15番6号)に算定を依頼しました。当該第三者算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、境界条件から解析的に解を求めるブラック・ショールズ方程式や格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の約定の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の買取契約に定められたその他の諸条件を適切に算定結果に反映できる価格算定手法として、一般的な価格算定手法のうち汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法(モンテカルロ法)を用いて本新株予約権の評価を実施しています。汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算法(モンテカルロ法を含む)は、新株予約権の原資産である株式の価格が汎用ブラック・ショールズ方程式で定義されている確率過程で変動すると仮定し、その確率過程に含まれる標準正規乱数を繰り返し発生させて将来の株式の価格経路を任意の試行回数分得ることで、それぞれの経路のうえでの新株予約権権利行使から発生するペイオフ(金額と時期)の現在価値を求め、これらの平均値から理論的な公正価値を得る手法です。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資において発行する当社株式の数は4,000,000株(議決権数40,000個)、並びに本新株予約権がすべて行使されたと仮定した場合の発行する当社株式の数は54,000,000株(議決権数540,000個)の予定であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数21,481,494株(2024年9月30日現在の総議決権数212,248個)に対して251.38%(議決権比率254.42%)の割合で希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、本株主総会にて株主の皆様の意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

本資金調達は、大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様に不利益を与えることとなりますが、当社は、当面の必要資金を確保した上で十分な資金をもって、本第三者割当により調達した資金を上述の「調達資金の使途」のとおり、テキスタイル事業、紡績事業、財務基盤強化のための借入金返済、M&Aに伴う株式取得費用に充当する予定であり、これによって財務基盤を一層強化させるとともに確実に利益を生み出す企業体質へと改善し、新規事業の中長期的な成長により収益基盤を強化することを目指しており、中長期的な観点から当社の企業価値及び株主価値の向上につながり、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数4,000,000株に係る議決権の個数は40,000個であります。また、本新株予約券が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数50,000,000株に係る議決権の個数は500,000個であります。よって、本新株式が発行され、かつ本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、2024年9月30日時点の発行済株式数21,481,494株に対して251.38%であり25%以上となります。よって、本新株式及び本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。そのため、当社は、本新株式及び本新株予約権の発行の妥当性について株主の意思確認を実施することとし、本新株式及び本新株予約権の発行は、本臨時株主総会において、特別決議による承認が得られることを条件としております。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に對す る所有議決権 数の割合(%)
PT ASIA PLASTIK VICTORI (常任代理人 NY総合法律事務所)	JL.HANG KESTURI KAV.A-39 & A-02,Desa/Kelurahan Kabil,Kec. Nongsa,Kota Batam,Provinsi Kepulauan Riau	4,081,600	19.22	6,081,600	24.10
ミツワ樹脂工業株式会社	埼玉県川口市本蓮1丁目23 -3	2,039,700	9.60	4,039,700	16.01
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1 丁目2-10号	1,371,600	6.46	1,371,600	5.43
直山 秀人	石川県金沢市	653,310	3.08	653,310	2.59
中原証券株式会社	東京都中央区日本橋室町4丁 目4-1	516,000	2.43	516,000	2.04
本多敏行	東京都中央区	408,800	1.92	408,800	1.62
帝人株式会社	大阪府大阪市北区中之島3丁 目2番4号	350,000	1.65	350,000	1.39
鷲津 有一	静岡県浜松市中区	350,000	1.65	350,000	1.39
株式会社ティスコ	大阪府大阪市浪速区幸町2丁 目2-24	321,300	1.51	321,300	1.27
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番 1号	319,500	1.50	319,500	1.27
計		10,411,810	49.02	14,411,810	57.11

- (注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2024年9月30日現在の株主名簿上の株式数(自己株式を除きます。)によって算出しております。
2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、2024年9月30日現在の所有株式数及び所有議決権数(自己株式を除きます。)に、本新株式及び本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数に基づき算出しております。
3. 新株予約権割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使したうえで取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当増資を行うこととした理由

当社グループは、早期の黒字化に向け抜本的な対策を講じる必要があると認識しております。今回の第三者割当増資により積極的な攻めの経営に転じ、新規事業として本格的に取り組み始めました。

KITABO M&A Consultant事業を成功させるために必要な資金を調達してゆくことが必須となってきました。そのため、本新株式及び本新株予約権による資金調達を行うものであります。様々な調達方法がある中、それぞれのメリット・デメリットを下記のように勘案した結果、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、一定の額を速やかにかつ確実に調達できる方法であり、直近の資金需要に対処するとともに、本新株予約権により割当先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。

加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。

(A) 金融機関からの借入

金融機関からの借入につきましては、当社の過去の決算状況及び現在の財務状況を鑑みて、新規融資を受けることは困難と判断し資金調達方法の候補から除外することいたしました。

(B) 公募増資

公募増資は、有力な資金調達手段の1つではありますが、調達金額に比べてコストが高く、当社の現在の業績の状況等を考慮すると必要な資金が調達できるかは不透明であり、実現可能性は低いと考えられることから、現時点における資金調達方法としては現実的ではないと判断いたしました。

(C) 株主割当てによる株式、新株予約権の発行

株主割当てによる新株の発行につきましては、前回2020年11月の株主割当てによる増資時に、応募がなされなかったことによる失権株が当初予定発行株式数の3割を超過したことを踏まえ、必要な資金が確保できる確実性に乏しいと判断しました。

また、株主割当てによる新株予約権の発行につきましても、発行当初からの業績や株価の変動によって発行株式数が不確定となることはリスクであり、行使される数が多数の一般投資家による投資判断に依拠することを踏まえると、当社ビジネスへの一定の理解のある投資家に割り当てる方法のほうが行使の確実性が高いものと判断しました。以上を勘案した結果、検討から除外いたしました。

(D) ライツ・オフリング(コミットメント型)

コミットメント型ライツ・オフリング(特定の証券会社等の金融機関との間で、当該金融機関が予め一定の期間内に行使されなかった新株予約権について、その全てを引受けた上でそれらを実行することを定めた契約を締結する、ライツ・オフリングのスキームの一形態)は、当該スキームを採用することによって、資金調達額が当初調達していた額に到達せず、又はそれにより想定していた資金使途に充当できないこととなるリスクを低減させることができる利点があります。当社は、前回の株主割当てによる増資時より、同スキームについてもその実現可能性を検討しておりますが、現時点においては当社にとって受入可能な資金調達額及びスケジュールでの引受けを検討できる証券会社が見出せていないことから、引き続き資金調達方法の候補から除外しております。

(E) 社債の発行

引受先が見つかっている場合は、短期間・低コストで比較的容易に発行が可能である一方、金利負担が発生することに加え、引受先を見つけることが困難であると判断いたしました。

当社が重視した、本新株式及び本新株予約権を組み合わせることへのメリットとデメリットとなる要素は以下のとおりであります。

メリットとなる要素

当初における一定の資金調達として、本新株式及び本新株予約権の発行により、証券の発行時に一定程度の資金を調達することが可能となっております。

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される50,000,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

一部を新株予約権として発行することで、その行使は時期が分散されるものと見込まれることから、短期間に大量の株式を発行する公募増資などと比べ、当社株式の需給関係への影響を一定程度軽減させることが期待できます。

デメリットとなる要素

本新株式及び本新株予約権の両者ともに、第三者割当方式という、当社と割当予定先の相対契約であるため、新たな資金提供元を発掘するという点において限界があります。

本新株予約権については、割当先が行使を行わない可能性があり、権利が行使されない場合、資金調達額は、当社が想定した額を下回る可能性があります。

本新株の発行及び本新株予約権の行使が進んだ場合、最終的には54,000,000株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じます。

以上を検討の結果、現在実現可能であると考えられる資金調達の方法の中で最も確実性が高いこと、当社の独立性を維持することができることなどを総合的に勘案して、第三者割当増資が適切であると判断いたしました。

(2) 資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権の発行を選択した理由

当社は上記「大規模な第三者割当増資を行うこととした理由」に記載の資金調達をおこなうために(A)金融機関からの借入(B)公募増資(C)株主割当てによる株式、新株予約権の発行(D)ライツ・オフリング(コミットメント型)(E)社債の発行等の様々資金調達方法を検討してまいりました。その結果といたしまして、本新株式及び本新株予約権の発行を組み合わせた方法が、当社の資金調達のニーズには最も合致していると判断し、資金調達の方法として本新株式及び本新株予約権の発行を選択いたしました。

(3) 大規模な第三者割当増資による既存株主への影響についての取締役会の判断内容

本第三者割当により25%以上の割合で希薄化が生じることとなるため、本第三者割当は大規模な第三者割当に該当します。このような希薄化は株主総会における議決権行使や株主提案権に影響を及ぼすこととなり、また、株主価値も下落する可能性があります。しかしながら、当社取締役会といたしましては、本新株式の発行及び本新株予約権の発行と行使の進捗により、このような資金調達が無ければ成し得ない、抜本的な投資施策が可能になり、それは既存株主の皆様も含めた株主価値の向上に貢献するものであると判断しており、本第三者割当による希薄化は大規模であるものの、既存株主への悪影響の程度は、本第三者割当によるメリットに比較して限定的なものであると判断しております。当社取締役会におけるこれらの判断に対して、社外取締役及び監査役からは特段の意見は表明されておりません。しかしながら、当社取締役会は、株主意思の尊重する観点から、本第三者割当の必要性及び相当性については、株主の皆様意思確認を実施することとし、本臨時株主総会において特別決議による承認が得られることを条件としております。

(4) 大規模な第三者割当増資を行うことについての判断過程

本第三者割当は、希薄化率が25%以上であることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定432条等の規定に基づき、(1)経営者から一定程度独立した第三者からの当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手、又は(2)当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。この点、当社は株主意思を尊重する観点から、上記(2)の株主の意思確認手続きを実施する予定であり、本臨時株主総会を開催し、本第三者割当の必要性及び相当性について、株主の皆様のご判断をいただくこととしております。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた有価証券報告書(第101期)及び半期報告書(第102期中)(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2024年11月19日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2024年11月19日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

下記の臨時報告書を提出しております。

(2024年7月4日提出)

1 提出理由

2024年6月28日の当社第101回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2024年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、粕谷俊昭氏、内田俊夫、篠原顕二郎氏、GU MINCHEN氏4名を選任するものであります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役として、藤原学氏、望月徹氏、川崎豊氏3名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案					
粕谷 俊昭	87,834	7,837	0	(注) 2	可決 91.80
内田 俊夫	87,812	7,859	0		可決 91.78
篠原 顕二郎	87,873	7,798	0		可決 91.84
GU MINCHEN	87,819	7,852	0		可決 91.79
第3号議案					
藤原 学	94,575	1,096	0	(注) 2	可決 98.85
望月 徹	94,560	1,111	0		可決 98.83
川崎 豊	94,621	1,050	0		可決 98.90

(注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注) 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数以上の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

(2024年10月29日提出)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの ミツワ樹脂工業株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	20,397個	10.29%
異動後	20,397個	9.60%

(注) 1. 異動前の「総株主等の議決権の数に対する割合」の計算においては、2024年6月30日現在の発行済株式総数総株20,072,694株から、議決権を有しない株式数256,194株(自己株式を含む)を控除した総株主の議決権の数198,165個を基準に算出しております。

2. 異動後の「総株主等の議決権の数に対する割合」の計算においては、2024年9月30日現在の発行済株式総数総株21,481,494株から、議決権を有しない株式数256,694株(自己株式を含む)を控除した総株主の議決権の数212,248個を基準に算出しております。

3. 総株主の議決権の数に対する割合は、少数点第三位以下を切り捨てております。

(3) 当該異動の年月日

2024年9月30日

当該主要株主の異動は、当社の株主名簿管理人より、2024年9月30日現在の株主名簿を受領したところ判明したため、基準日である同日をもって異動の年月日としています。

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,279,468,782円

本報告書提出日現在の発行済株式総数 普通株式 21,481,494株

以上

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第101期)	自 至	令和5年4月1日 令和6年3月31日	令和6年6月28日 北陸財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第102期中)	自 至	令和6年4月1日 令和6年9月30日	令和6年11月14日 北陸財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年 6月28日

北日本紡績株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西田 友洋指定社員
業務執行社員 公認会計士 野池 毅

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北日本紡績株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北日本紡績株式会社及び連結子会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産及び無形固定資産の減損損失	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、注記事項（重要な会計上の見積り2．有形無形固定資産に係る減損損失の認識の要否）に記載のとおり、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、有形固定資産を1,060,909千円及び無形固定資産を530千円計上しており、松任工場、掛川工場及び金井産業株式会社（連結子会社）の資産グループについて減損損失を270,863千円計上している。また、有形固定資産及び無形固定資産の合計が連結貸借対照表の資産合計に占める割合は57.1%である。</p> <p>会社及び連結子会社は、営業損失の悪化等により減損の兆候を判定し、兆候が識別された資産グループに関して、減損損失の認識の判定を行っている。</p> <p>減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上している。</p> <p>将来キャッシュ・フローは将来の事業計画に基づき見積もられており、重要な仮定は、将来の事業計画に織り込まれた設備の稼働率や主要販売先への販売状況、各商品の需要等の外部的要因としている。</p> <p>また、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、会社の松任工場及び掛川工場は不動産鑑定評価額に基づき、金井産業株式会社は固定資産税評価額に基づき算定している。</p> <p>当監査法人は、有形固定資産及び無形固定資産の計上額に金額的重要性があること、及び事業計画の達成には今後の経営環境の変化による不確実性を伴い、減損損失の計上要否のプロセスには経営者の主観的判断による仮定が複数存在することから、有形固定資産及び無形固定資産の減損損失を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損に係る内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 資産グループの減損の兆候を把握するため、会社が作成した固定資産の減損に関する資料等を閲覧した。減損の兆候については、令和6年1月1日に発生した能登半島地震が資産グループの業績や不動産の市場価格に与える影響を含めて検討した。 本社費の配賦計算について、配賦基準の合理性を検討するとともに、配賦計算の正確性及び配賦の網羅性を検討した。 減損の兆候が把握された資産グループについて、会社が実施した減損損失の認識の判定を検討するために、割引前将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画を閲覧した。 減損の兆候が把握された資産グループの事業計画及びその仮定の合理性及び実現可能性について、経営者に対する質問及び過去実績との比較等により検討した。 回収可能価額について、不動産鑑定評価額及び固定資産税評価額を入手し、正味売却価額の計算の妥当性を検討した。 今後の回収可能性が認められない資産グループについて、帳簿価額が回収可能価額まで減額されていること、及び資産グループに認識された減損金額が、合理的な基準に基づいて資産グループ内の各構成資産に適切に配分されていることを再計算により確かめた。

当期新規に実施した直送取引に係る売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当連結会計年度の連結損益計算書において、ヘルスケア事業及びリサイクル事業の外部顧客への売上高を、それぞれ132,109千円及び205,610千円計上している。これには、自社倉庫を経由することなく仕入先から顧客へ直送される取引（以下、「直送取引」という）が含まれる。会社は、過年度から直送取引を実施しているが、当期上期にヘルスケア事業及びリサイクル事業において、新規の大口直送取引を実施した。</p> <p>「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3．（7）重要な収益及び費用の計上基準）」に記載のとおり、この売上高は、会社が代理人に該当する取引に係る収益として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で認識されている。</p> <p>直送取引は会社が商品の出荷や納品作業を直接行わず、関連する証憑のみで売上高の計上が可能であることから、契約や出荷の事実がないにも関わらず売上高が計上されるリスクがある。</p> <p>また、会社は過年度より営業利益以下の段階損益が赤字であることから、業績目標達成のためのプレッシャーがあると考えられる。</p> <p>これらの状況を踏まえて、当監査法人は当期新規に実施した直送取引に係る売上高の実在性について監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、当期新規に実施した直送取引に係る売上高の実在性の検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営者に以下の事項をヒアリングし、会社が当該取引を実施する経済合理性について検討した。 <ol style="list-style-type: none"> 取引を開始した経緯 会社が代理人として取次ぎを行うことの経済合理性 仕入先及び販売先の概要 利益率の分析 最終消費者への販売方法 取引に関する稟議書、契約書、注文書、請求書、配送記録、入出金明細等の関連証憑及び対象商品の写真を閲覧し、売上高の計上額及び計上時期並びに経営者からヒアリングした内容の妥当性を検討した。 取引に関連する仕入先、製造元、販売元及び販売先について、登記簿の閲覧や商品保管場所を視察し、取引の実在性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、北日本紡績株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、北日本紡績株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2024年6月28日

北日本紡績株式会社
取締役会 御中

史彩監査法人

東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西田 友洋指定社員
業務執行社員 公認会計士 野池 毅

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている北日本紡績株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北日本紡績株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

有形固定資産及び無形固定資産の減損損失

会社は、注記事項（重要な会計上の見積り2．有形無形固定資産に係る減損損失の認識の要否）に記載のとおり、当事業年度末の貸借対照表において、有形固定資産を948,383千円及び無形固定資産を432千円計上しており、減損損失を190,923千円計上している。また、有形固定資産及び無形固定資産の合計が貸借対照表の資産合計に占める割合は54.0%である。

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（有形固定資産及び無形固定資産の減損損失）と同一内容であるため、記載を省略している。

当期新規に実施した直送取引に係る売上高の実在性

会社の当事業年度の損益計算書におけるヘルスケア事業及びリサイクル事業の外部顧客への売上高には、自社倉庫を経由することなく仕入先から顧客へ直送される取引（以下、「直送取引」という）が含まれる。会社は、過年度から直送取引を実施しているが、当期上期にヘルスケア事業及びリサイクル事業において、新規の大口直送取引を実施した。

「注記事項（重要な会計方針4．収益及び費用の計上基準）」に記載のとおり、この売上高は、会社が代理人に該当する取引に係る収益として、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で認識されている。

監査上の主要な検討事項の内容、決定理由及び監査上の対応については、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（当期新規に実施した直送取引に係る売上高の実在性）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2024年11月14日

北日本紡績株式会社

取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 後藤 正尚指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 融一

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている北日本紡績株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北日本紡績株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

その他の事項

会社の2024年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2023年11月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2024年6月28日付けで無限定適正意見を表明している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析の手續その他の期中レビュー手續を実施する。期中レビュー手續は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手續である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。